

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件
 令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反，関税法違反被告
 事件
 被告人 相嶋静夫

勾留執行停止の申立書

令和2年10月8日

東京地方裁判所 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

(弁護人河村尚の電話番号：090-)

被告人は，上記外国為替及び外国貿易法違反及び関税法違反被告事件（以下「本件各被告事件」という。）について東京拘置所に勾留中のところ，下記の理由により勾留の執行停止を申し立てる。

第1 申立の趣旨

被告人に対する勾留の執行を令和2年10月16日（金）午前8時から令和2年

10月16日（金）午後6時30分まで停止するとの決定を求める。

第2 申立の理由

1 悪性腫瘍について検査を実施する必要性

- (1) 被告人は、令和2年9月25日、貧血の症状を発症し、東京拘置所にて医師の診察を受けるとともに、同日輸血処置を受けた。その際、医師により、被告人に黒色便が見られることから、消化官出血が疑われると診断された（添付資料1）。

その後、9月30日、10月1日にも輸血処置が行われている。また、10月1日に貴庁にて内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見された。

さらに、上記内視鏡検査の際に検体を採取して病理検査を行った結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され、10月7日、被告人にその旨が告知された（添付資料2）。

- (2) 悪性腫瘍の治療において初期治療がその後の生存率にとって極めて重要であることは周知の事実であり、悪性腫瘍のステージ、原発性か転移性か（すなわち、胃にて悪性腫瘍が発生したのか、それとも別の部位に悪性腫瘍があってそこから胃に転移したのか）、及び、原発性であるとして他の部位に転移していないかどうか等について、至急全身を検査しこれらの点を確認する必要がある。

また、被告人は満71歳と高齢で、以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を受けており、その他高血圧症、糖尿病等の既往症もある上に、令和2年3月11日から現在まで約7ヶ月間もの長期にわたる身体拘束の負担を受けている。

その上さらに胃の悪性腫瘍によって令和2年9月25日、9月30日及び10月1日に合計1200ccの輸血を必要とする程の出血が生じており、心身ともに限界であって、いつ命に関わる事態になってもおかしくない状態である。

このことから至急検査を実施し治療を開始する必要があることは明白である。

- (3) 被告人は、右大腿部に脂肪肉腫が発見された際、[redacted] 医院（東京都 [redacted]、電話番号03-[redacted]。添付資料3）にて治療を行い、手術を受けた。

そのため、被告人の医療記録を保有し、病歴等を把握している [redacted] [redacted] にて今回の悪性腫瘍についても検査・治療することが医療上適切であって、悪性腫瘍を治療し被告人の生命を守るため必須である。

2 勾留の執行停止の相当性

刑事訴訟法第95条所定の「相当と認めるとき」とは、勾留の執行を停止する緊急かつ切実な必要性がある場合をいうと解されるところ、上記のとおり、被告人には[]にて診察を受ける緊急の必要性が認められる。

悪性腫瘍の治療は一刻を争うものであるとともに、かつ満71歳と高齢で、心身ともに衰弱している被告人にとっては現実に生命の危険が生じており、まさに命がかかっているのであるから、その切実さは極めて強いものである。

3 逃亡及び罪証隠滅のおそれがないこと

(1) 被告人は、あくまで[]において診察及び検査を受けるのに必要な間に限り勾留の執行停止を求めるものである。

同医院によると、初診の外来受診であっても、受付時間（月曜から金曜日、午前の部は午前8時から午前11時まで、午後の部は午前11時から午後3時半まで受付）において受付を済ませれば、当日中に診察を受けられるとのことである（添付資料4）

勾留の執行停止が決定されたときは、速やかに受診して再び戻れるよう、以下のとおり必要最長限度の旅程を予定するとともに（添付資料5、添付資料6）、診察が終わり次第、勾留の執行停止の終期前であっても速やかに東京拘置所に出頭する予定であり、逃亡の余地はない。

【往路】

令和2年10月16日午前8時 東京拘置所発

令和2年10月16日午前9時頃 [] 医院着

（弁護人が手配するタクシーにて移動）

【復路】

令和2年10月16日午後5時頃 [] 医院発

令和2年10月16日午前6時頃 東京拘置所着

（弁護人が手配するタクシーにて移動）

(2) 被告人は、勾留の執行停止期間中、裁判所の指定する条件を遵守し、本件各被告事件に関係する者とは一切接触しないことを誓約している（添付資料7）。

弁護人としても、被告人に対し勾留の執行停止の趣旨等を十分に説明し、事

件関係者と接触しないことを含め裁判所の指定する条件を厳に遵守するよう
約束させるものがある。

- (3) 被告人の妻である相嶋[]も、執行停止の期間中、被告人に付き添って
裁判所の指定する条件を遵守するよう監督することを誓約している(添付資
料8)。可能であれば被告人の息子である相嶋[]も同行する予定である。こ
のように親族の協力を得て病院での診察を行うものであり、そのような状況
下、診察に乗じて逃亡を図ることなど到底考えられない。

また、被告人には悪性腫瘍が発見され治療の必要があるところ、仮に逃亡し
たとすると十分な治療が受けられず命を失う危機に瀕するものであって、こ
のように自らの命を投げ出して逃亡することなどあり得ないことは明白であ
る。

- (4) さらに、逃亡及び罪証隠滅のおそれに関する疑いを払拭し、被告人を勾留
の執行停止の終期までに東京拘置所へ出頭させるため万全を期すべく、弁護
人河村尚が上記の旅程に従って被告人とともに移動するほか、医師の指示等
により不可能である場合を除き、病院内でも被告人に帯同する方針である。

4 結論

以上より、申立の趣旨記載のとおり勾留執行停止の職権発動をお願いする
次第である。

万が一、逃亡のおそれないし罪証隠滅のおそれに関する監督が不十分と判
断される場合でも、検察官において戒護者を付すことができる旨の指定条件
を付してでも、勾留の執行を停止されたい。

以上

添 付 資 料

1	電話聴取報告書(令和2年9月29日付)	1通
2	電話聴取報告書(令和2年10月7日付)	1通
3	[] 医院のホームページ	1通
4	受診に関する報告書(令和2年10月8日付)	1通
5	往路についてのWEBページ	1通
6	復路についてのWEBページ	1通
7	誓約書(被告人)	1通
8	身元引受書(相嶋[])	1通

以上

令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起

令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

電話聴取報告書

令和2年9月29日

東京地方裁判所刑事部 御中

弁護士 河村 尚



弁護士河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋 夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

1 聴取状況

聴取日時 令和2年9月29日 午後5時頃から10分程度

聴取者 弁護士 河 村 尚

被聴取者 東京拘置所 外部交通区長 [REDACTED] (TEL:03-[REDACTED])

2 聴取内容の要旨

東京拘置所に留置されている相嶋~~静~~夫は、令和2年9月25日、貧血の症状を訴え、東京拘置所に常駐する医師の診察を受けた上で、同医師及び准看護師により輸血処置が施された。

以上

令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起

令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

電話聴取報告書

令和2年10月7日

東京地方裁判所刑事部 御中

弁護士 河村 尚



弁護士河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋 夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

1 聴取状況

聴取日時 令和2年10月7日 午後16時20頃から10分程度

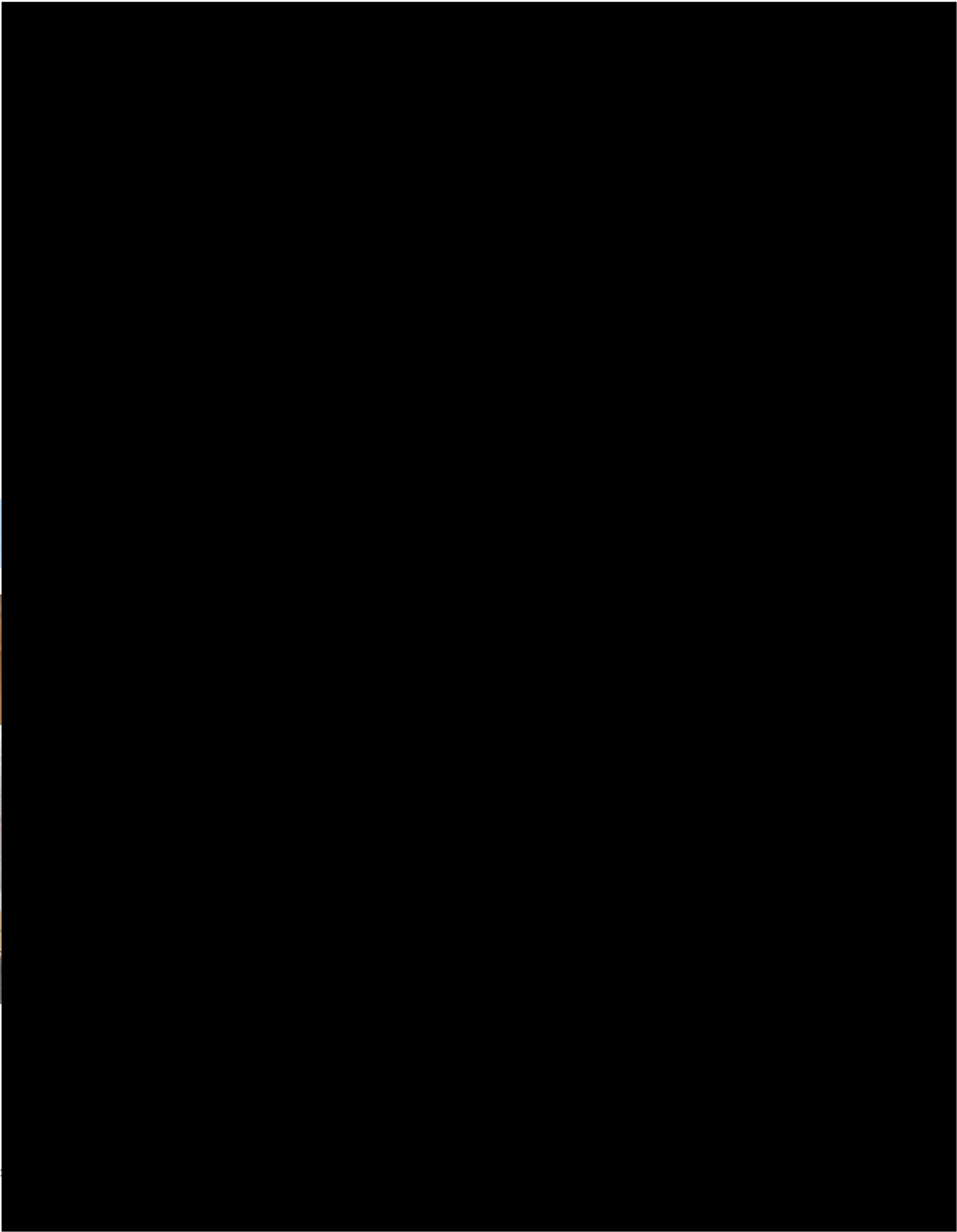
聴取者 弁護士 河 村 尚

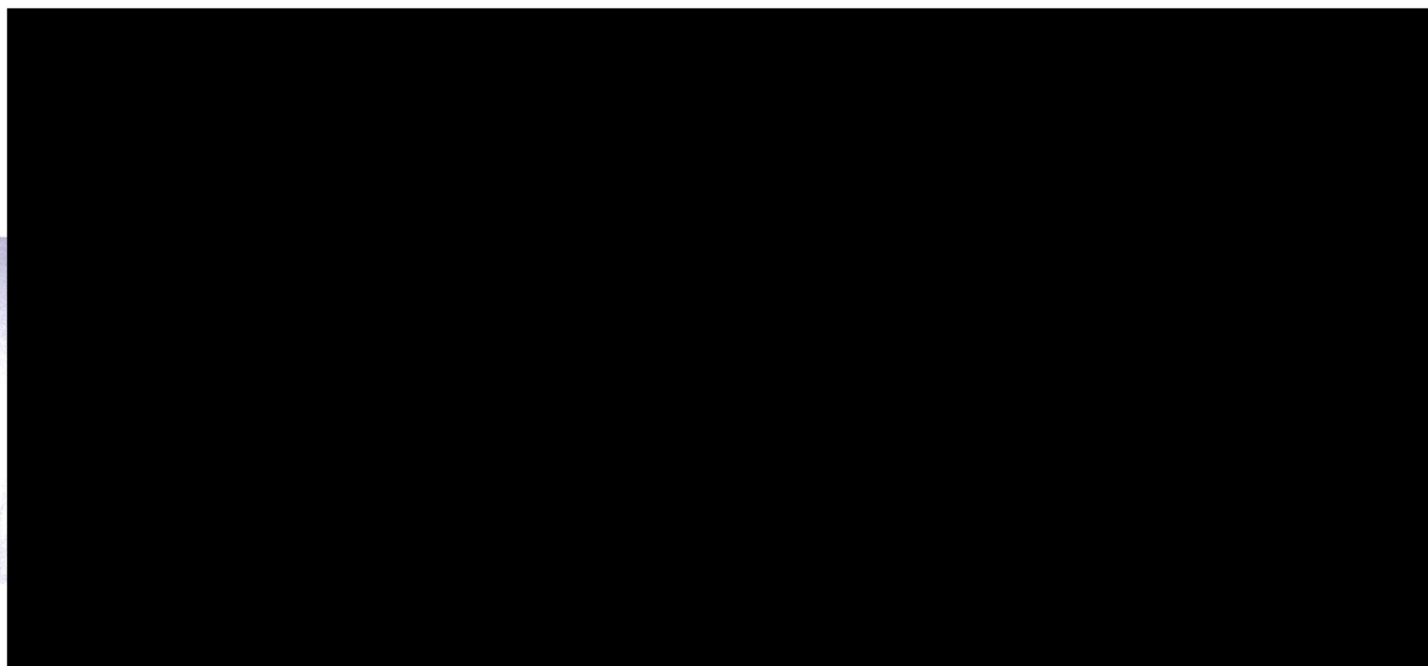
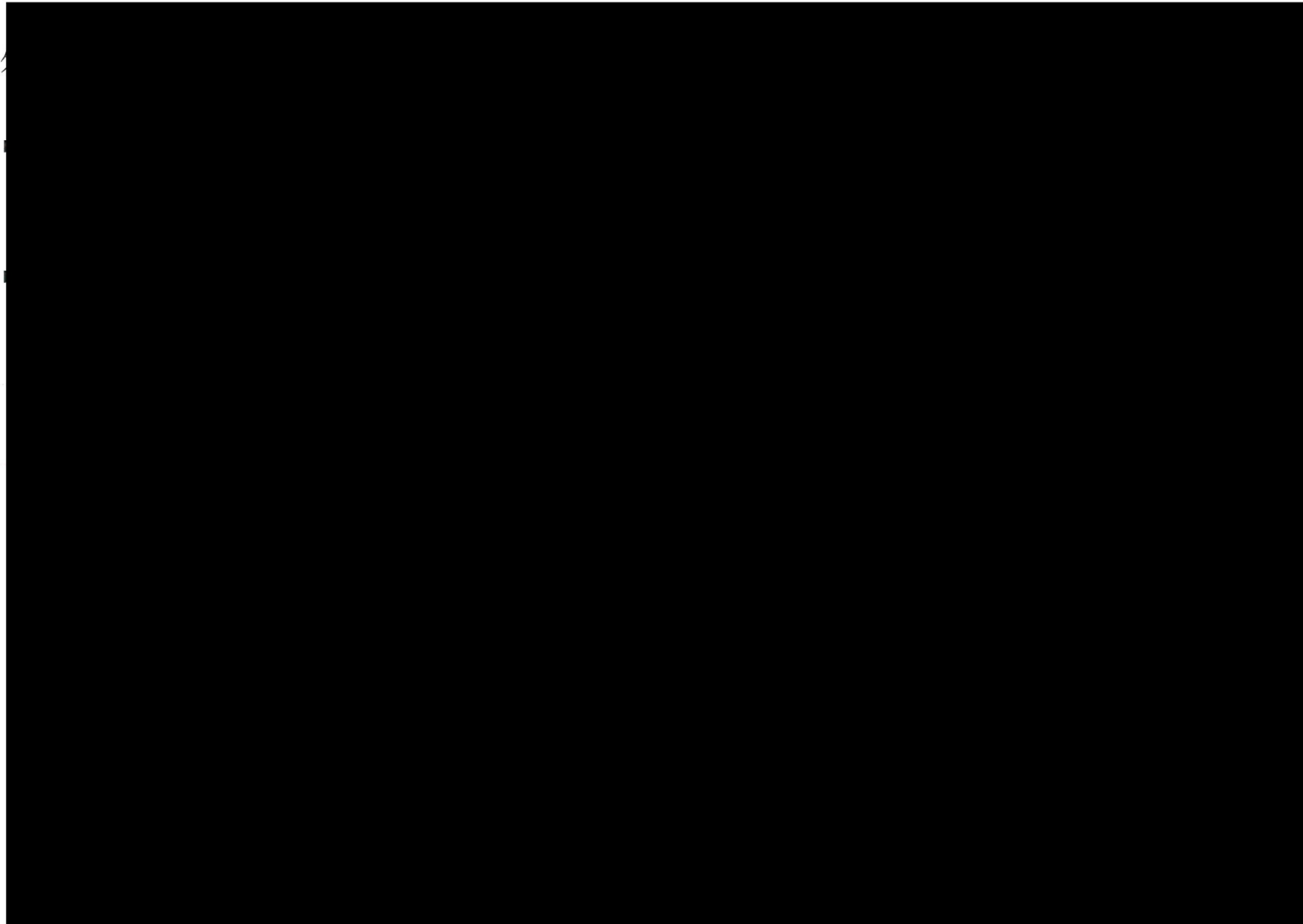
被聴取者 東京拘置所 外部交通区長 ■■■ (TEL:03-■■■■)

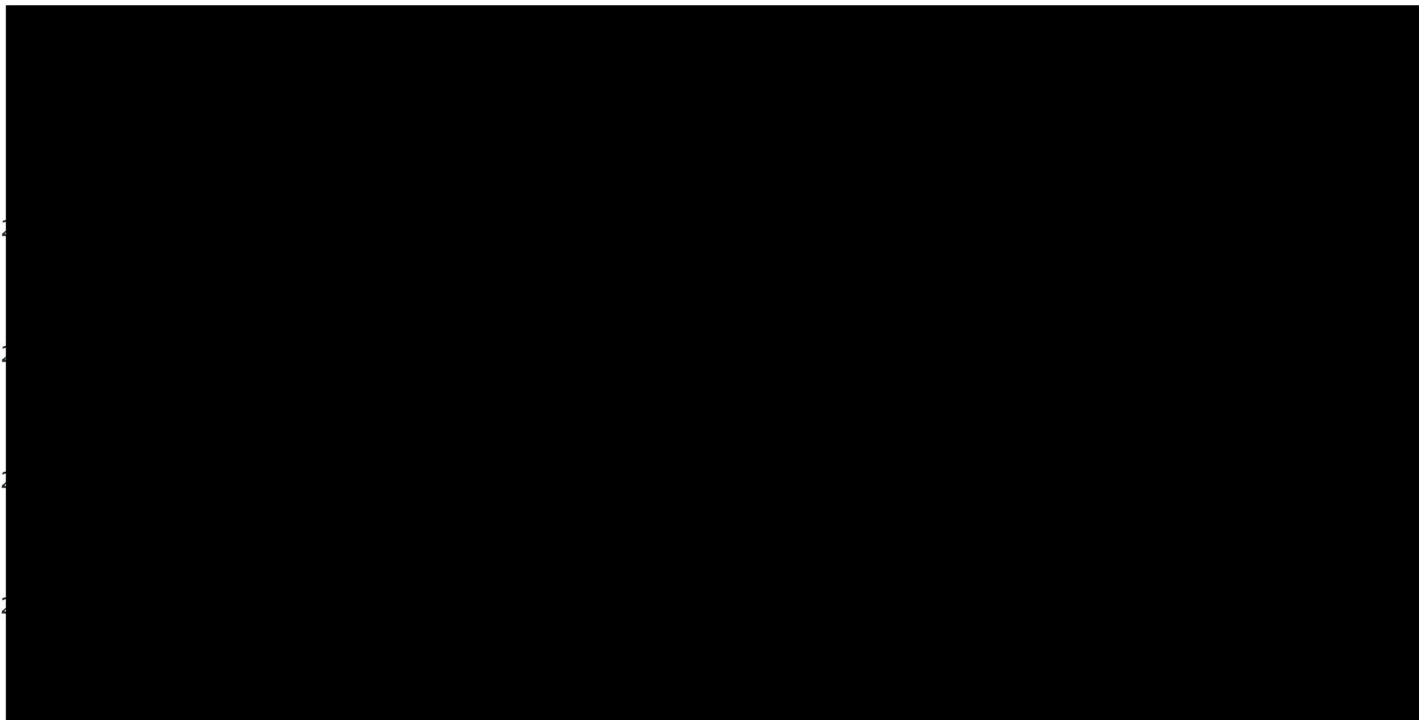
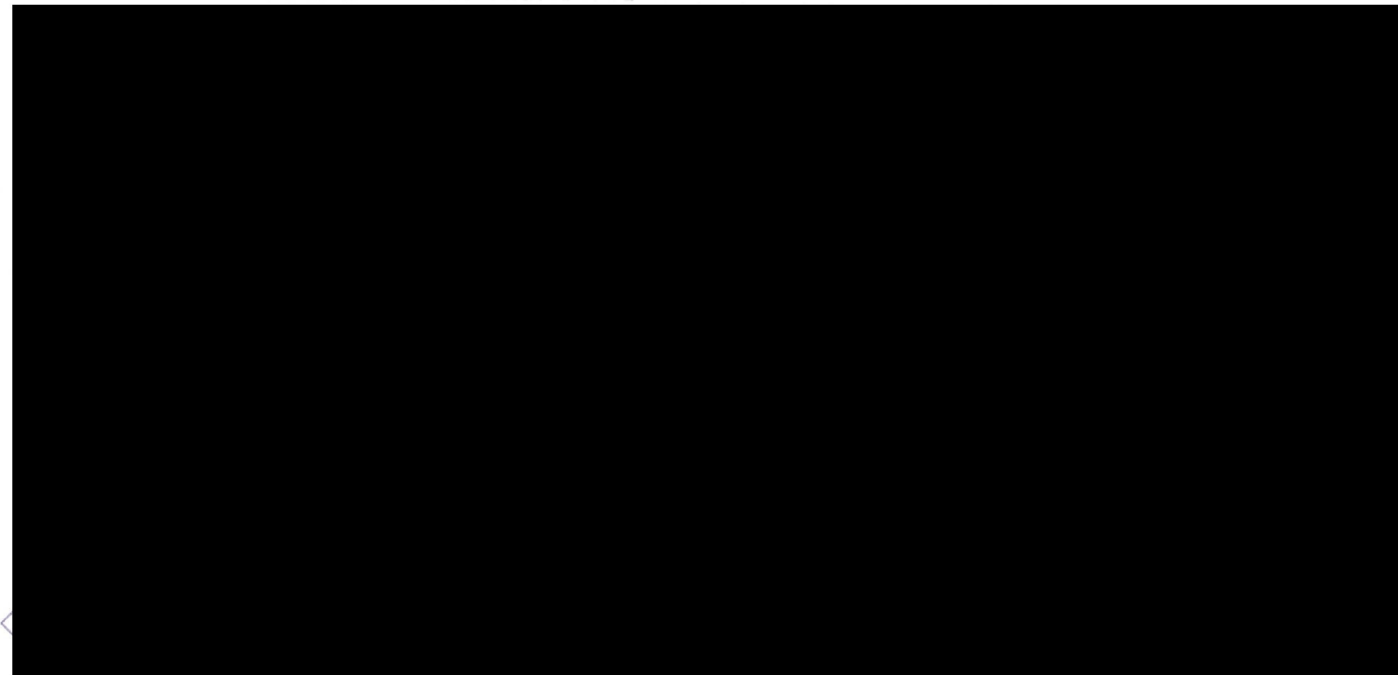
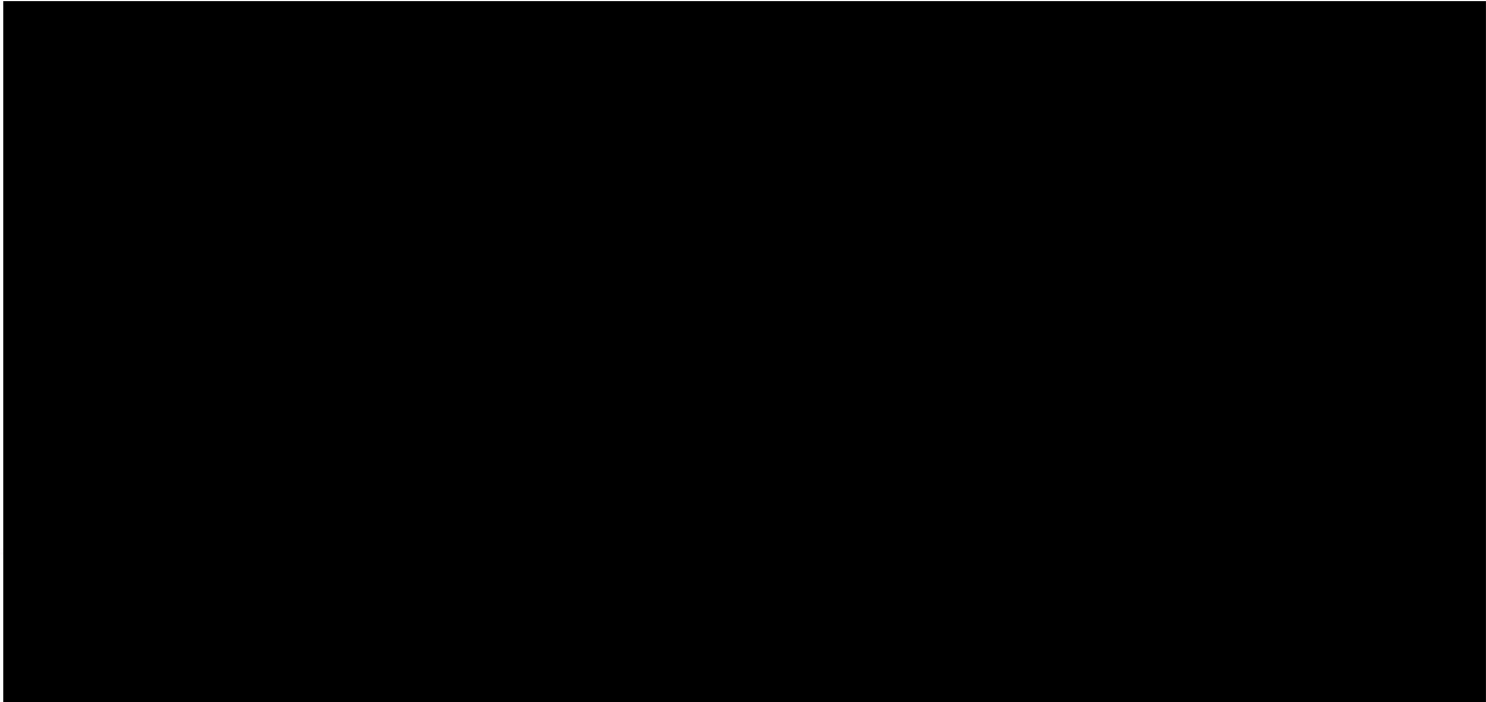
2 聴取内容の要旨

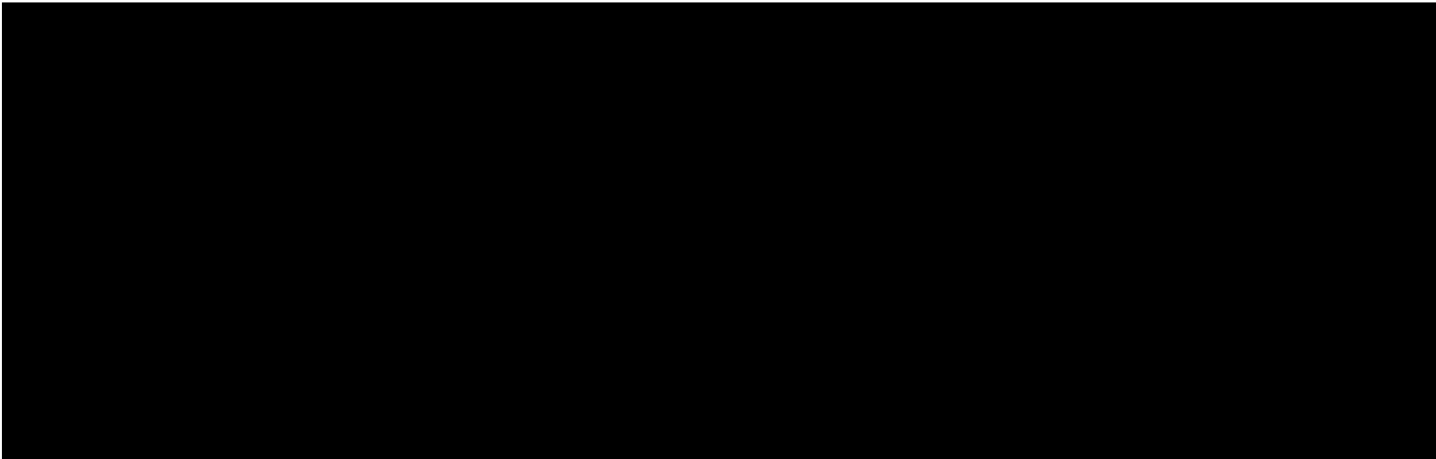
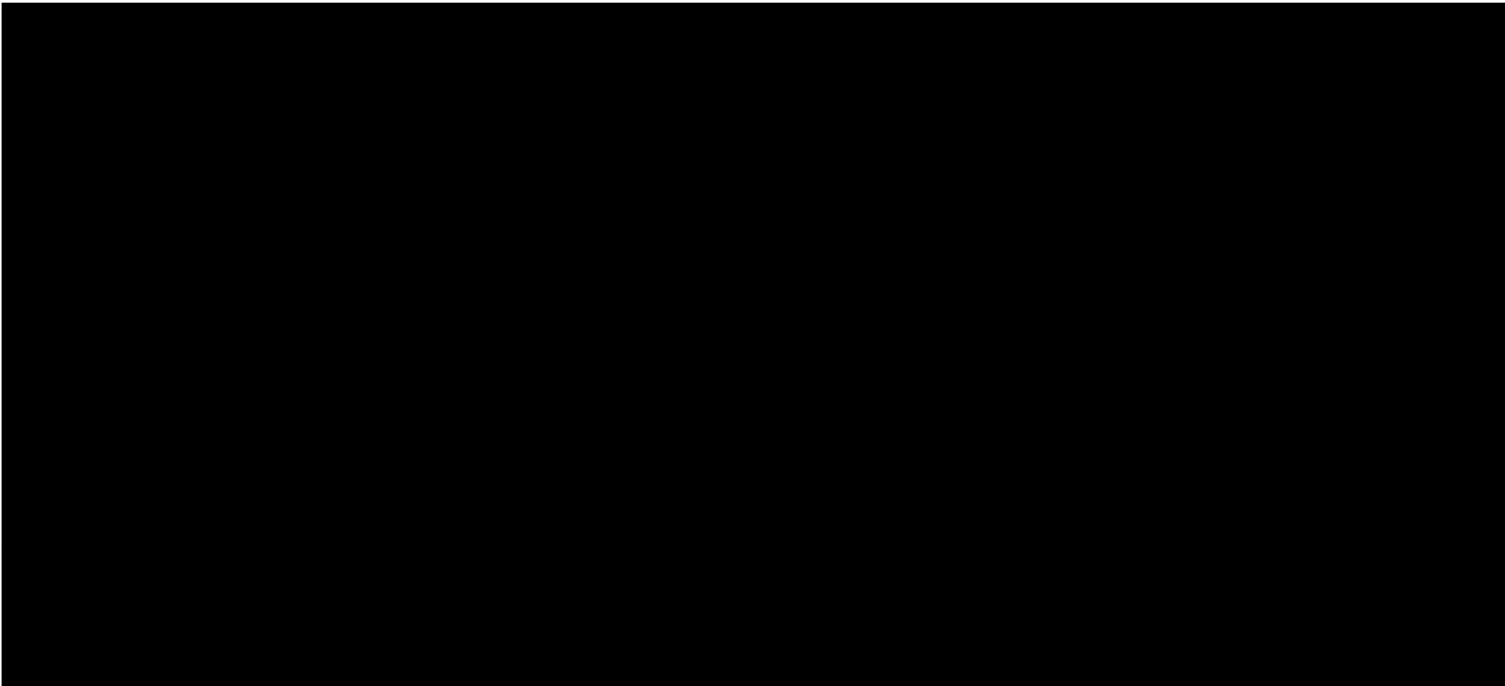
東京拘置所に留置されている相嶋静夫は、同拘置所内の医師により胃に悪性腫瘍が認められると診断され、令和2年10月7日、その旨が本人に告知された。

以上









令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起

令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起

被告人 相 嶋 静 夫

受診に関する報告書

令和2年10月8日

東京地方裁判所刑事部 御中

弁護人 河村 尚

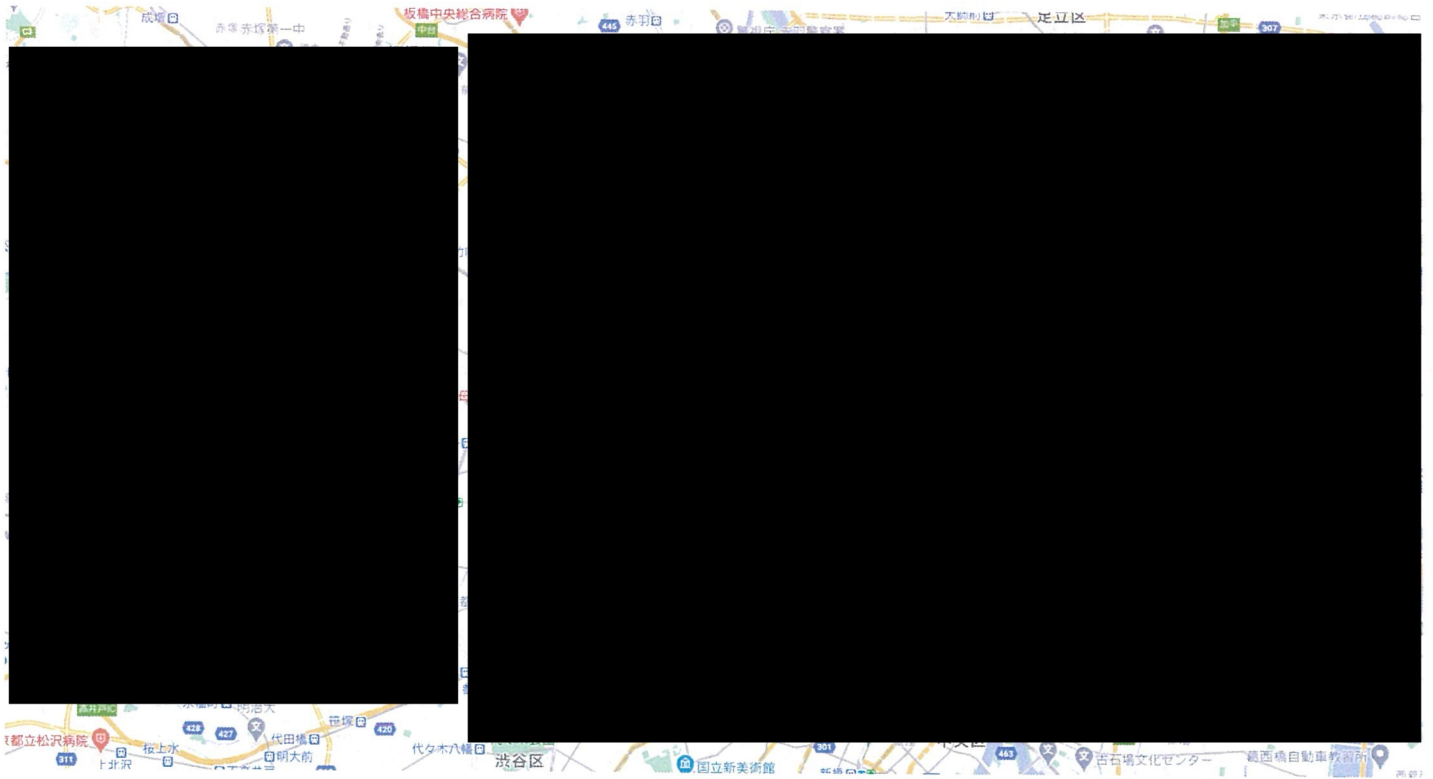


[redacted] 医院（東京都 [redacted]、電話番号03-[redacted]
[redacted]-[redacted]）の消化器内科に問い合わせたところ、初診の外來受診であっても、受付時間（月曜から金曜日、午前の部は午前8時から午前11時まで、午後の部は午前11時から午後3時半まで受付）において受付を済ませれば、当日中に診察を受けられるとの回答がありましたので、ここに報告申し上げます。

以上

東京拘置所 から [redacted] 医院

車 20.7 km、30 分～1 時間



地図データ ©2020 1 km

東京拘置所

〒124-8565 東京都葛飾区小菅 1 丁目 3 5 - 1

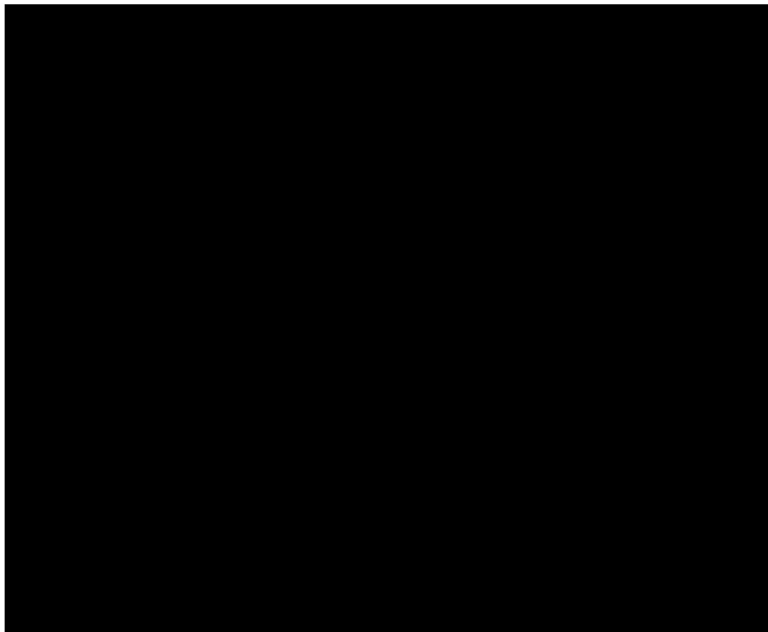
都道450号 と 千住新橋 から 足立区 3 丁目の 首都高速中央
環状線/C2 に入る

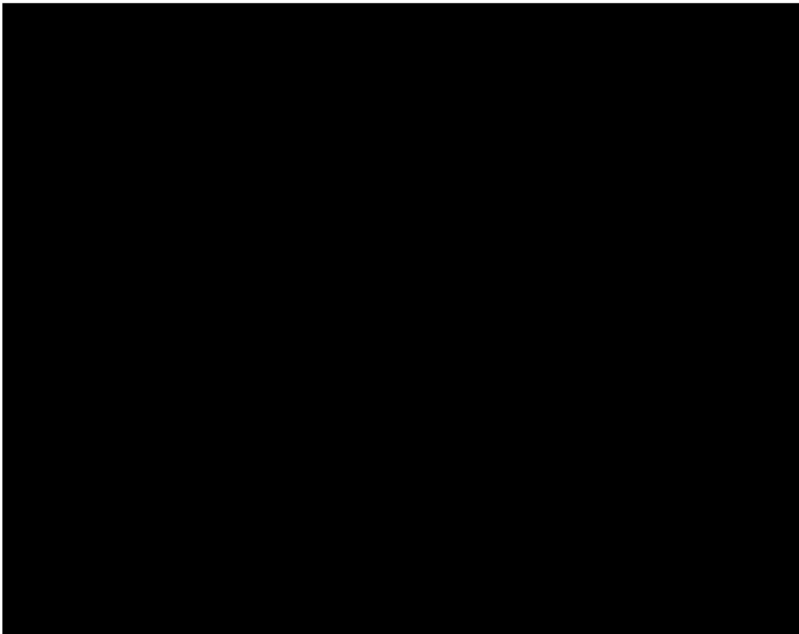
8 分 (2.9 km)

↑ 1. 東に進む

290 m

↶ 2. 左折する

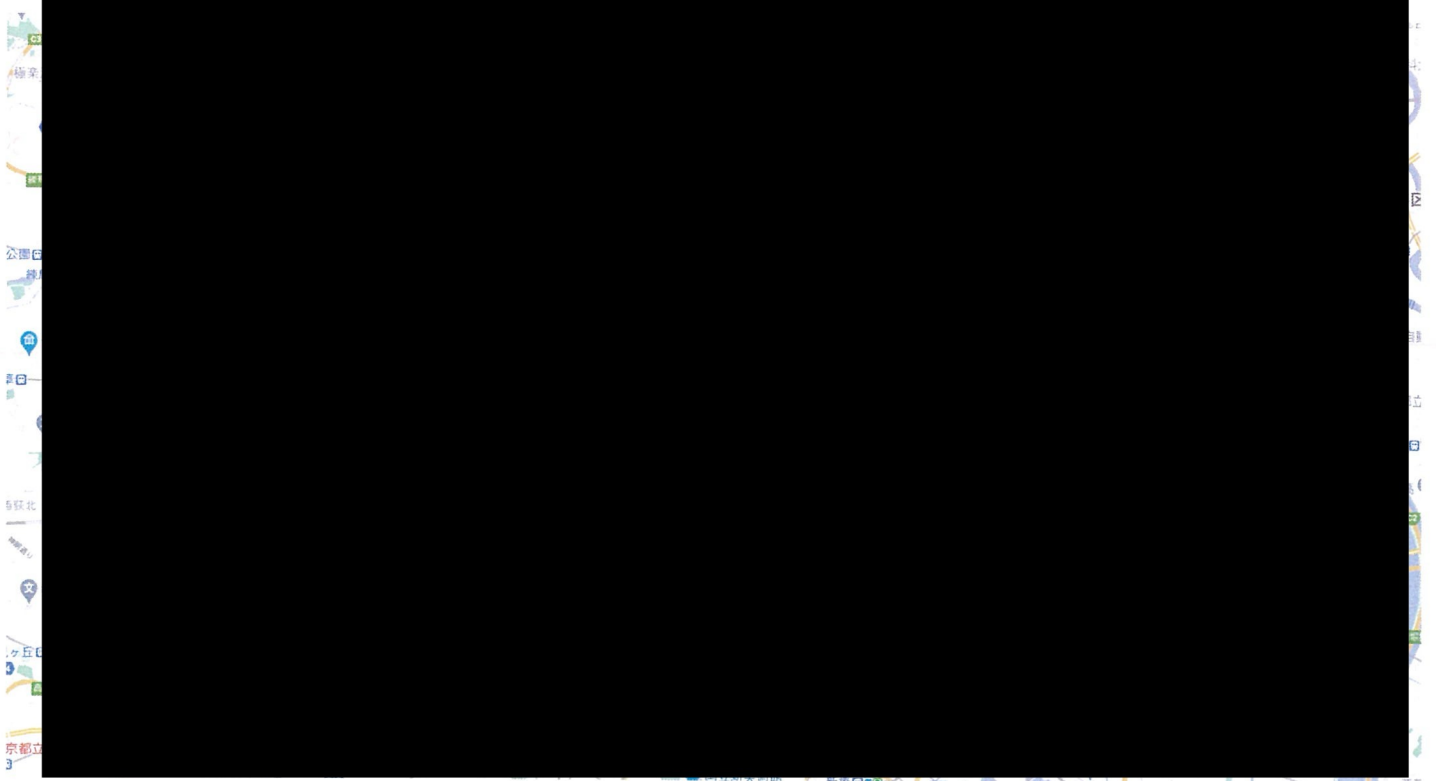




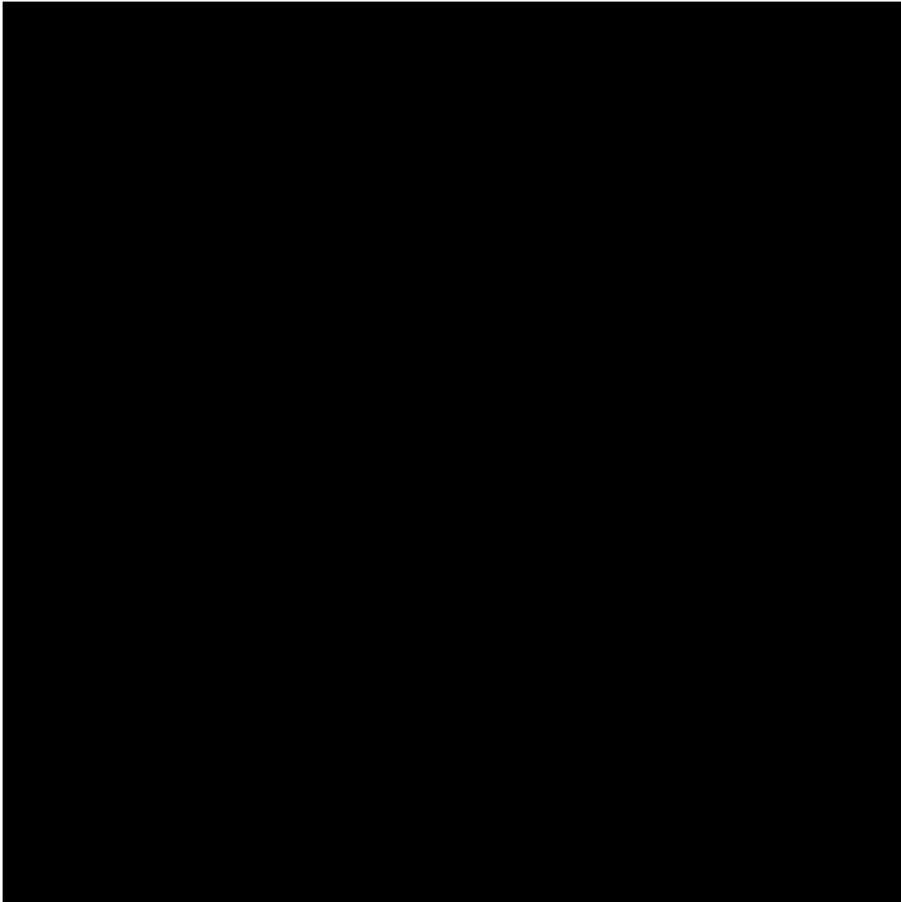
<https://www.google.co.jp/maps/dir/東京拘置所、〒124-8565+東京都葛飾区小菅1丁目3-5-1/>

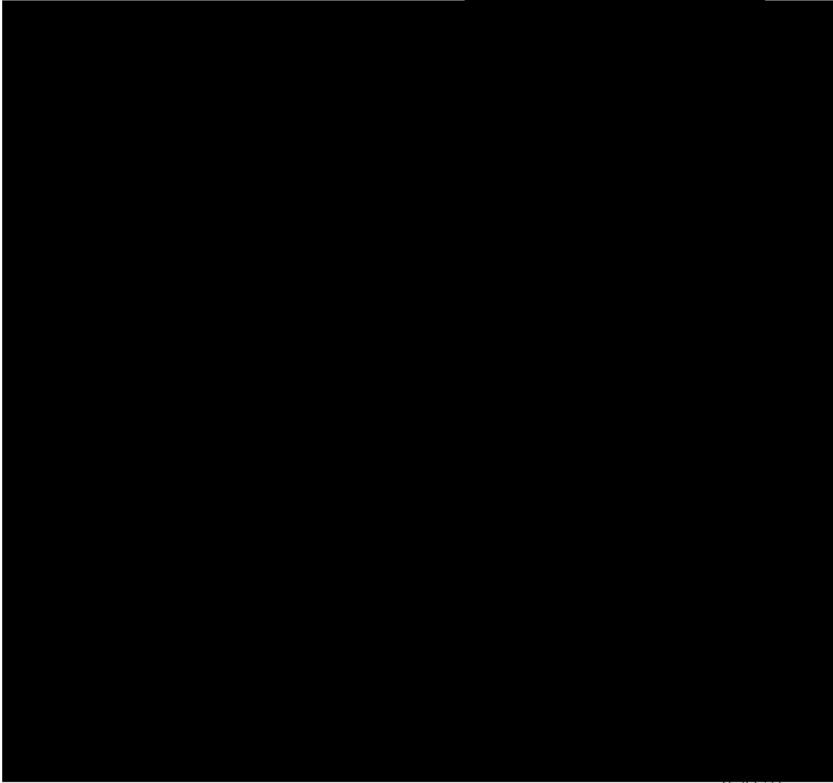


医院 から 東京拘置所 車 10.6 km、26 分～1 時間 25 分



地図データ ©2020 1 km





- ↶

10. 左折する

450 m
- ↷

11. 右折する

350 m
- 290 m

東京拘置所

〒124-8565 東京都葛飾区小菅 1 丁目 3 5 - 1

ルートおよびその他の情報は参考情報としてご利用ください。これらの情報は、混雑具合や工事、天候等の影響により実際の状況とは異なる場合があります。移動時は実際の標識や案内板等に従ってください。

誓 約 書

令和2年10月8日

東京地方裁判所 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反事件により勾留中ですが、勾留の執行停止がなされた場合は、付添人の監督に従い、執行停止期間中に事件の関係者と接触せず、裁判所の定めた条件を遵守すること、執行停止期間の終期までには必ず東京拘置所に出頭することを固く約束します。

住 所



氏 名

相 嶋 静 夫



身元引受書

令和2年10月8日

東京地方裁判所刑事部 御中

被告人 相 嶋 静 夫

上記被告人は、外国為替及び外国貿易法違反、及び関税法違反被告事件について、東京拘置所に勾留されておりますが、勾留の執行停止がありました場合、私が被告人に付き添い、罪証隠滅、逃亡など決してさせないこと、執行停止の期間その他裁判所の指示に従わせることを誓約いたします。

(住所)

[Redacted address]

(氏名)

相 嶋 [Redacted name]

(被告人との関係)

妻